

Title	明治憲法を起草したドイツ人：ヘルマン・ロessler研究の系譜
Author(s)	堅田, 剛
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No. 48 : 44-72
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2266
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

明治憲法を起草したドイツ人

——ヘルマン・ロessler研究の系譜——

堅 田 剛

一 ロesslerの「発見」

明治憲法制定史の研究は、吉野作造による『西哲夢物語』の発見によって開始された。大正十(一九二二)年秋のことである。『西哲夢物語』とは、明治二十(一八八七)年の十月、つまり憲法起草作業の完成時期に、民権派によって刊行された秘密出版物である。これにより憲法草案が漏洩したとされるのだが、その執筆者こそ、お雇いドイツ人ヘルマン・ロessler (Hermann Roessler, 1834-94)であった。明治憲法の起草当時、ロesslerの存在はごく一部の関係者にしか知られていなかったが、彼こそ明治憲法の真の起草者であった。

吉野作造が古本屋の店頭で『西哲夢物語』に遭遇したとき、彼は同時にロesslerを「発見」したのである。ところが、吉野自身がそのことの意義に気づいたのは、彼の最晩年のことであった。『西哲夢物語』は、憲法講義筆記録、プロイセン憲法条文、日本憲法草案の三部分から成っていたのだが、吉野の主たる関心は、もっぱら第一部の憲法講義筆記録に向けられていたからである。

『西哲夢物語』の発見から三年後の大正十三（一九二四）年、吉野作造は、宮武外骨や尾佐竹猛らとともに明治文化研究会を立ち上げた。前年の関東大震災により、江戸時代から明治時代にかけての貴重な文献が大量に焼失したが、このことに研究上の危機感を抱いたことが、その直接のきっかけであった。宮武外骨は反骨の操觚者として、数多くの雑誌を発行する傍ら、明治期の新聞や雑誌を蒐集していた。尾佐竹猛は、大審院の判事であったが、幕末以来の裁判史や憲政史を研究していた。そして、吉野作造は、東京帝国大学の政治学教授であったが、経済的理由で大学を退職して朝日新聞に入社したものの、今度は政治的理由で大学に復職していた。明治文化研究会の発足は、その直後のことである。要するに、明治文化研究会は、学界の中心から外れた素人の研究者たちによって構成されていた。⁽¹⁾

吉野作造を素人とするには異論があるだろう。けれども、明治文化研究の一環としての憲法制定史研究は、彼の政治学や民本主義とは直接の関わりをもっていない。たとえ吉野の当初の動機において、自由民権運動と大正デモクラシーとが二重写しにみえていたとしてもである。むしろ現実政治から断絶したところで、吉野は明治憲法の世界に取り込まれていった。吉野の憲法研究は学問というよりは趣味的なものであって、その入り口が『西哲夢物語』であった。吉野はその謎解きに挑んで、ついに未完成のまま生涯を終えたのである。それほどまでに『西哲夢物語』の謎は深く、その最深部にロエスラーの憲法草案があった。

吉野作造と『西哲夢物語』の関係について、もう少し論じておきたい。

吉野作造は大正十（一九二一）年に『西哲夢物語』を発見したが、これを昭和三（一九二八）年に『明治文化全集』憲政篇に収録するまで、本格的な謎解きをおこなっていない。当該全集への収録に際しても、校訂と解題は弟子の今中次麿に委ねている。ただ、『西哲夢物語』第一部の憲法講義筆記録については、発見の当初より、これは明治十五（一八八二）年の伊藤博文の渡欧時、グナイストに聴いた個人授業の記録であると推測していた。

吉野作造が『西哲夢物語』第一部の憲法講義筆記録の正体を解明すべく取り組んだのは、ようやく昭和七（一九三二）

年の年末になってからである。吉野は「スタイン、グナイストと伊藤博文」と題する論文を書いて、ウィーン大学のローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) とベルリン大学のルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gneist, 1816-95) の憲法學説が伊藤博文に与えた影響について本格的に研究を開始した。

その際、吉野はまず伊藤博文の欧州滞在日程を検証することで、憲法調査の実態はドイツ流の憲法理論を学ぶことになり、それはもっぱらグナイストとシュタイン (スタイン) から個人講義を受けることに費やされたことを確認した。

斯う考へると伊藤は仏に学ばず英に学ばず白を顧みることなく又物見遊山に寸陰を吝んで滞欧正味一ヶ月の大半を伯林と維納とに過ごしたことが明白である。私の推計によると維納でスタインに師事せるは仏国旅行を除き凡そ二ヶ月、また伯林でグナイストの門を叩いたのは夏休前を約二ヶ月とし夏休後を三ヶ月強とする (冬休みを除外する)、双方通計七ヶ月だ。その間わき目もふらずスタイン、グナイスト一点張りで攻究調査をすゝめたところに異色がある⁽²⁾。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、翌昭和八 (一九三三) 年二月発行の『改造』誌に掲載された。原稿提出の直後に吉野は入院し、三月十八日に亡くなった。この論文は吉野の絶筆となつたのである。論文の末尾に、吉野はこう書いている。「私は更に続いて両師教説の概要を紹介し、これと日本憲法並に初期憲政思想との関係を比較論評してこの論を終るつもりであつたが、予定の頁数を余りに多く超過したので、多少竜頭蛇尾の嫌があるがこれを擱筆しておく⁽³⁾」。これが吉野による学術上の最後の文章となつた。吉野がもう少し存命していれば、彼の研究は、グナイストとシュタインの學説と明治憲法との内容的な関係にまで及んだはずである。

しかしながら、吉野作造はある見当違いをしていた。伊藤博文の憲法思想形成に際して、グナイストとシュタインか

ら影響を受けたことはまちがいない。だが、明治憲法の実際の起草過程においては、モッセやロesslerの功績にこそ目を向ける必要があった。伊藤博文が欧州に憲法調査に向かったとき、すでにロesslerは来日していたし、伊藤の帰国後間もなくしてモッセもまた日本政府に雇用された。明治憲法の起草は、この二人のお雇いドイツ人の協力なしには不可能であった。だが吉野の研究は、グナリストとシュタインの紹介に留まり、ロesslerとモッセには到達しえなかった⁽⁴⁾。

とはいえ、吉野作造の名誉のために言い添えるならば、ロesslerとモッセの存在に着目したのも、実は吉野自身であった。このこともまた、『西哲夢物語』の発見に関わっている。

まずモッセであるが、そもそも彼の名前は『西哲夢物語』のまさしく冒頭⁽⁵⁾に現れる。すなわち、「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分實際上ヨリ大体ノ事を可申」という一文である。「モッセ」は理論的に詳細に述べ、「自分」は実践的な大要を述べることで、この二人が並行して憲法講義をおこなうという趣旨である。この「モッセ」がアルベルト・モッセ (Albert Mosse, 1846-1925) であることに気づきやえすれば、「自分」とはモッセの師グナリストを意味する⁽⁶⁾ことは容易に推測できる。したがって、『西哲夢物語』第一部の筆記録は、グナリストによる憲法講義の記録にほかならないということになる。

実際、吉野作造はそうのように考えて、『西哲夢物語』を『明治文化全集』に収録した。このとき筆記録の部分を「グナリスト氏談話」と名づけたのは校訂者の今中次麿であったが、そこに吉野の意志が働いていたことは疑いない。さらに吉野は、当初より「グナリスト氏談話」の聞き手が訪独中の伊藤博文であると信じていた。

たしかに、伊藤博文がベルリンでグナリストとモッセの師弟から憲法講義を聴いたことは事実である。このことは伊藤本人が書簡等で繰り返し証言している。けれども、ここでは「自分」なる人物につき別の推測の可能性もあつたことを指摘しておきたい。すなわち、『西哲夢物語』冒頭に出てくる「自分」とは、ロesslerのことだとする可能性で

ある。

ロesslerは外務省に雇用されて、すでに明治十一（一八七八）年から来日していた。伊藤博文が憲法調査のため渡欧する以前のことである。伊藤が帰国して内閣制度が発足すると、ロesslerは内閣法律顧問として、引き続き日本に滞在した。またモッセは、明治十九年になって、やはり内閣法律顧問として日本政府に招聘された。要するに、伊藤が明治憲法の制定作業に着手した時点で、彼の下にはロesslerとモッセという二人のドイツ人がいたのである。したがって、「モッセ」がモッセであるなら、「自分」とはロesslerのことだとする推測は十分に成り立つ。

もつとも、吉野作造はそのようには考えなかった。いかに憲法起草の内幕が秘されていたとはいえ、モッセの存在を知っていた吉野がロesslerを想起しなかったとは、いかにも不可解である。たしかに結果だけからみれば、『西哲夢物語』第一部は、「グナイスト氏談話」つまりグナイストの講義筆記録であって、ロesslerのそれではない。だが吉野がロesslerに思っていたらなかったということは、吉野が『西哲夢物語』の入手時はもとより、『明治文化全集』刊行の時点で、ロesslerの存在はともかく、その役割に対しては関心を示していなかったことを意味する。

それだけではない。吉野が古書店で『西哲夢物語』を手にしたとき、彼は実際にはロesslerに遭遇していた。というのも、その第三部を構成する日本憲法草案は、ほかならぬロesslerによって書かれた文書であったからだ。しかし、そのことに気づくのはのちのことになるし、最晩年にいたるまで、吉野はロessler研究に取り組むことがなかった。

昭和七（一九三二）年の年末、「スタイン、グナイストと伊藤博文」を執筆する直前のことであるが、吉野作造はようやくドイツ人と明治憲法との関係に関心を向けた。新たな資料を発見したからではない。むしろ趣味の古本漁りを回顧する過程での方針転換であった。吉野はこの年の十二月八日から十二日にかけて、「古書珍重」と銘打った短文を『東京朝日新聞』に連載した。その各回の標題は以下のとおりである。

日本憲法に貢献した外人
憲法制定当時と秘密出版

スタインの功績

故渡辺博士の蔵書から

『ルスレル氏答議第一』

いずれも、明治憲法の起草に当たって貢献した、とくにドイツ人を紹介した文章である。詳細は省くが、たとえば「日本憲法に貢献した外人」では、大正十（一九二一）年における『西哲夢物語』の発見に絡んで「グナイスト氏談話」に言及している。そして、『ルスレル氏答議第一』においては、大正十五年に古書展覧会で『ルスレル氏答議第一』と題する手稿本を購入したことが書かれているのである。

『ルスレル氏答議第一』の内容については、あらためて言及するとして、ここでは「ルスレル」がロエスラーを指すことだけを確認しておく。すなわち、吉野作造による明治憲法制定史の研究は、『西哲夢物語』と『ルスレル氏答議第一』の発見をもつて始まり、『グナイスト氏』から「ルスレル氏」へと到達したところで終わった、ということなのである。ルスレルつまりロエスラーの「発見」とは、吉野の憲法制定史研究の限界を示すとともに、それ以上に大きな展望を開くことにもなった。

二 憲法制定の舞台裏

伊藤博文による明治憲法の制定作業は、明治十五（一八八二）年から翌年にかけての憲法調査をもつて開始された。正味約一年の欧州滞在の大半がグナイストとシュタインの講義を聴くことに費やされたことも、吉野作造が実証的に指摘したとおりである。その結果、伊藤はドイツ流の憲法学によつて民権派の性急で過激な憲法論に対抗しうることに、大きな自信を得ることができた。

グナイストとシュタインに関しては比較的よく知られているので、ここではモッセとロesslerについて言及しておく。伊藤博文は、ベルリンで最初にグナイストに学び、次いでウィーンでシュタインに学んだ。夏休みにウィーンに到着して間もなく、伊藤は日本に向けて書簡を認めたのだが、ここにモッセとロesslerが登場する。伊藤は、ベルリンでモッセとロesslerを「発見」したのである。帰国後の実際の憲法起草作業からすれば、グナイストとシュタインの講義よりも、モッセとロesslerの「発見」のほうが大きな成果であつたかもしれない。

まずはモッセである。以下に示すのは、明治十五年八月九日付の岩倉具視宛書簡である。

着欧以来、僅々二ヶ月半に御座候へ共、独逸にて有名憲法学者グナイストに就て、一週間三回宛の談話を為すを得、外一法師と共に、一週間三回宛独逸国の憲法より、政府百般の組織、地方自治の限界等に至る迄、法学上の順序に依り、講窮仕、大要不残筆記仕候故、追て諸公の瀏覽にも可供心得に御座候⁶。

文中に「一法師」と記されているのが、モッセである。モッセは、「有名憲法学者」グナイストとともに、少なくとも夏休み前、それぞれ週に三回ずつの体系的な講義をおこなった。いうまでもなく、聴講したのは伊藤博文本人であるが、ドイツ語による講義であつたため、ドイツ公使の青木周蔵が通訳に当たり、陪席の伊東巳代治が英文あるいは日本語で筆記した。⁽⁷⁾グナイストとモッセによる並行的な講義形態は、例の『西哲夢物語』冒頭の、「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分實際上ヨリ大体ノ事を可申」なる一文にも照応している。モッセはグナイストの高弟であつたが、ユダヤ系のゆえにドイツ国内での世俗的出世は望めなかつた。伊藤博文への講義は、せめて日本政府との関係を結ばせようとのグナイストの配慮であつたのかもしれない。実際、数年後にモッセは日本に招聘されて、憲法の起草にも関わることになる。

モッセの「発見」以上に、ロesslerの「発見」はさらに劇的なものであつた。そもそもロesslerは、伊藤博文の成立以前から日本政府に雇用されていた。しかも『ルスレル氏答議』に記録されているように、すでに憲法関連の相談役として重宝されていたのである。にも拘らず、伊藤博文が欧州派遣に先立つ時点でロesslerを正当に評価していた気配はない。ところが、伊藤はドイツに到着してはじめて、ドイツ側におけるロessler評価に接することになる。

先に紹介した岩倉具視宛書簡から間もなく、伊藤は八月二十七日付で内務卿山田顕義宛に奇妙な書簡を送つた。この書簡において、伊藤はイギリスとフランスにみられる「パリアメンタルガブルメント」つまり議院内閣制を批判して、「独逸学者」のいう立憲君主制を日本憲法にも導入すべきことを述べている。すなわち、君主は憲法に優位すべきとの主張である。

問題は、この書簡の末尾に、細字で付け加えられた部分であり、そこにはこう書かれていた。

ロesslerの説は自由に傾斜せることを往々発見せり。此人李国の政治に反対家なり。⁽⁸⁾

「ロエスレル」（ロエスラー）が自由主義者であるとすれば、明治政府は民権派に通じる人物を雇用したことになる。実際、彼は「李国」（プロイセン）政府に反対の立場を採っていた。来日以前のロエスラーは、北ドイツのロシュトック大学で国家学の教授を務めていた。ところが、プロイセン王国首相兼ドイツ帝国宰相のビスマルクによる社会主義者鎮圧政策に抗議して、ロエスラーは日本政府と雇用契約を結び、ドイツを去ったのであった。要するにビスマルクからすれば、ロエスラーは自由主義者どころか社会主義者と映っていたのである。

伊藤博文は、そのことをビスマルク本人から聞かされて、はじめてロエスラー来日の真相を知った。青木周蔵に対しても、雇用の経緯について問い合わせたことであろう。そのうえで、伊藤は山田宛に書簡を認めた。内務卿への情報伝達ということは、ロエスラーの身辺調査を命じたことを示唆する。とはいえ、調査がなされたとしても、ロエスラーが在日のドイツ人社会で反ドイツな運動を企てたとか、日本に社会主義を持ち込もうとしたとかの確証は得られなかったにちがいない。日本におけるロエスラーは社交を嫌い、親(9)しかったのは、彼の直接の上司となった井上毅ただ独りであつたからだ。ということは、ロエスラーの思想は、井上を介して憲法起草に影響した可能性があることにもなる。

吉野作造が発見した『ルスレル氏答議』とは、憲法起草に関わるロエスラーと井上毅の問答である。井上は、きわめて有能な法制官僚であつた。伊藤博文の憲法取調に井上毅は随行しなかつたけれども、その間も井上は伊藤とは別途に憲法起草の準備をしており、井上からの様々な諮問に答申したのがロエスラーであつた。すなわち、伊藤博文がドイツでグナイストとモッセから憲法講義を聴いていたころ、日本では井上毅がロエスラーから同様に憲法の講義を受けていたことになる。『ルスレル氏答議』は、その記録なのである。(10)

右大臣岩倉具視の立場からみれば、憲法および関連法規を整備すべく、一方では伊藤参議を欧州に派遣し、他方で井上を国内に留めて、同時進行的に憲法取調をさせたことになる。しかも、ともにドイツの憲法学を学ばせたのであつ

た。吉野作造は、このことを踏まえたうえで、『ルスレル氏答議』に関して、以下のように述べている。

要するに井上は伊藤を補け、憲法と皇室典範との実際の起草に当たった人として、明治十四五年頃廟堂におけるほとんど唯一の憲法通（英国風ならざる）として、従つてまた明治元勳連の憲法学上の師範役として、もつとも注目すべき人格である。その人を早きにおいて啓発した師範として更にそのかげにルスレルの現存するは、また我々の見逃し得ざる所である。⁽¹¹⁾

憲法起草の作業において、伊藤博文の「師範役」として井上毅がおり、さらに井上の「かげ」にはロesslerがいた、という構図である。吉野作造は、昭和七（一九三二）年の年末に発表した「古書珍重」の最後の話題としてロessler答議を選んだ。また、この年の年末から年始にかけて、論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」を執筆した。この論文の脱稿を待つて吉野は入院し、間もなく亡くなったのであった。

最晩年の吉野が、伊藤博文による憲法取調と、井上毅のもとでのロessler答議に関心を向けたことを、繰り返し強調しておきたい。ロesslerを主題とする論文は吉野によって書かれることはなかったが、その遺志は鈴木安蔵とヨハネス・ジームスによって継承されることになる。このことは、のちに言及する。

さて、伊藤博文は、明治十六（一八八三）年の八月に、憲法取調の旅から帰国した。帰国の直前に岩倉具視が死去し、伊藤博文は名実ともに憲法制定の最高責任者となった。十八年には内閣制度を創設して、伊藤みずからが初代の内閣総理大臣となった。その間にも憲法起草の準備は進められたわけだが、本格的な作業は二十年になってからである。憲法も法律である以上、それは条文の姿をもつことによつて初めて具体的なものになる。明治憲法が単なる構想の段階を脱して条文起草の段階に入ったのは、ようやく二十年になってからのことである。

その時期を画することになったのは、明治二十（一八八七）年四月三十日である。というのも、この日に「日本帝国憲法草案」(Entwurf einer Verfassung für das Kaisertum Japan) 1、いわゆるロessler草案が井上毅のもとに提出されたからだ。これこそ、明治憲法に直接つながる最初の憲法草案であった。井上はこのドイツ語草案を五月末日までに翻訳させ、日本語版草案を完成させたいうえで、伊藤博文に提出した。伊藤による憲法起草作業は、こうして六月初頭から開始された。

憲法起草作業は、都心の首相官邸を離れて、相州金沢の地で秘密裡におこなわれた。この作業に参加したのは、総理大臣伊藤博文、首相秘書官の伊東巳代治および金子堅太郎、それに宮内省図書頭であった井上毅の四名のみである。ロesslerはこれに直接には加わっていないが、代わりに彼の草案が参加したのはいうまでもない。ロesslerもまた陰の参加者であった。

起草作業がおこなわれたのは、「東屋」という料亭旅館であった。伊藤博文をはじめ伊東巳代治と金子堅太郎はこの旅館に宿泊し、また井上毅は近くの旅館から通って、連日作業に従事した。ところが、八月六日の夜、東屋に何者かが侵入し伊東巳代治の寝所から鞆を盗み出した。この鞆には憲法草案が入っていたので一時大騒ぎになったが、間もなく鞆は発見され、現金はともかく、草案そのものは「無事」であることが確認された。⁽¹³⁾このように金子は証言している。だがその真偽はわからない。

しかしながら、この窃盗事件から間もなく、明治二十年十月付で『西哲夢物語』が秘密出版され、そこに憲法草案が収録されていた。窃盗事件との関連は不明ながら、憲法草案が漏洩したことは疑いのようなない事実である。伊東巳代治の鞆に入っていたのも、『西哲夢物語』として流布したのも、ロessler草案の日本語版であった。

『西哲夢物語』については、吉野作造との関連ですでに概要を紹介した。この秘密出版物は、三種類の文書を綴じ合わせて桃色の表紙を付けたものであり、表紙には「明治二十年十月印刷／西哲夢物語 全」等とあった。またその内容

は、①「西哲夢物語」で始まる全二十回にわたる講義筆記録、②「王国」で始まる簡単な注記を付した全百十九条の条文、③「原規」で始まる全九十四条の条文、から成っている。

その出所ないし出典についてはまだ完全には解明されていないが、内容からすれば、①はグナイストによる憲法講義、②は一八五〇年の改正プロイセン王国憲法、そして③はロエスラーによる日本国憲法草案である。これら三種の文書は、『明治文化全集』に収録するに際して、それぞれ「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本国憲法原規」という標題を与えられた。

それはそれとして、『西哲夢物語』と題して合綴された三つの文書は個別的にではなく、連続的な一つの物語として読まれるべきであろう。少なくとも、秘密出版を企てた者は、入手した三つの文書を適当に綴じ合わせたのではなく、これによって一連の物語を提示しようとしたのではないか。すなわち、その物語とは、ドイツの憲法学者（西哲）に教授された伊藤博文が、プロイセン憲法に倣って日本の憲法を起草しているという、明治二十年当時に実際に進行していた政治状況であった。だからこそ、民権派の一部はこの状況に強い危機感を抱いて、伊藤と彼の政府に攻撃を加えるべく秘密出版を敢行したのである。

こうした物語、つまり状況認識は、起草者の一人であった金子堅太郎も共有するところであり、大筋では誤っていない¹⁴。だとすれば、その物語を語るうえで最も重要な要素は「日本国憲法原規」つまり憲法草案の暴露にほかならない。ところが、金子が繰り返し強調するように、嚴重な管理のもと秘密裡におこなわれたはずの憲法起草作業であったにも拘らず、肝心の憲法草案が流出するという「珍事」が出来た。さらに奇妙なことには、この国家的重大事の際に、当の起草者たちにさほど動揺した様子が見られないのである。

憲法草案の漏洩に関しては、すべての起草者が疑われている。たとえば、東屋旅館で伊東巳代治の鞆が盗まれた際、草案は実は写し取られたあとで戻された可能性がある。あるいは、秘密出版事件の逮捕者が、漏洩元として金子堅太郎

を名指ししている。また、井上毅の下僚から流出した可能性もある。さらには、伊藤博文本人の手元から写し取られたとか、伊藤が意図的に民権派に流したという説まである。起草者のロesslerから漏れたということさえ、ありうるだろう。さらには、ロessler草案のドイツ語版を日本語訳した翻訳者から漏洩したことも考えられる。⁽¹⁵⁾

『西哲夢物語』秘密出版事件は、政府によってただちに摘発された。前後して、不平等条約改正問題に関わる諸々の秘密出版事件も、徹底的に摘発された。いずれも民権派によるものであったが、民権派側も政府側も憲法起草関連の秘密出版と条約改正関連の秘密出版を別個のものとはみていない。政府はこれを契機に年末に保安条例を公布して、民権派を根こそぎ排除した。その結果、憲法起草作業が格段にやりやすくなったことは疑いない。結果からすれば、憲法案の流出こそが、憲法制定の環境を整えたのである。明治二十年の一連の出来事は、およそ以上のように進展した。

三 鈴木安蔵とヨハネス・ジームス

明治憲法の制定過程を裏側から検証してみると、どうにも解せないのは起草者たちによるロessler草案の位置づけである。『西哲夢物語』事件において、民権派側に憲法草案が流出したにも拘らず、当の起草者たちには意外にも動揺がみられない。たとえば金子堅太郎は、草案の漏洩に関して次のように回想している。

是に於て井上と謀り其の草案を警視庁から取寄せて見ると、夏島憲法の草案でなく、全く曩にロesslerが起草した私案であつたから、別にその出所等を搜索する必要もなく其の儘に放任した。⁽¹⁶⁾

すでに述べたように、『西哲夢物語』をはじめとする秘密出版事件が起り、憲法草案が漏洩したことが明らかになった。漏洩元については、伊東巳代治、金子堅太郎、井上毅ばかりでなく、伊藤博文の可能性さえあるのだが、そのゆえか、彼らはその詮索を積極的におこなおうとはしなかった。秘密出版の直接の実行者こそ摘発されたものの、漏洩した草案の出所につき「其の儘に放任した」とは、いかにも不可解である。しかもその理由は、流出したのはロessler（ロessler）の「私案」であつて「夏島憲法の草案」ではなかったからだという。金子は、故意に問題を小さくしようとしている。

そもそも、伊藤博文らが東京を離れて憲法起草作業を開始した明治二十（一八八七）年六月初頭の時点で、まともな憲法草案はロessler作成のものしかなかった。たしかに、井上毅は甲案および乙案と称する憲法草案を提出した。しかし、井上の両案はロessler案を踏まえて提示されたものであるし、文言をみても、ロessler案は明治憲法に類似している。そのうえ、いわゆる夏島草案そのものが、ロessler草案を下敷きに、甲案・乙案を踏まえつつ、作成されたものであつた。

金子堅太郎のいう「夏島憲法の草案」とは夏島草案のことであろうが、これは東屋旅館での盗難事件により、起草作業を夏島に移したあとに作成された草案である。前述したとおり、明治二十年の起草作業は、六月初頭から相州金沢の「東屋」で始められた。ところが、八月六日の晩に何者かが侵入して伊東巳代治の鞆が盗まれた。その際、憲法草案は無事だったとされているが、これを契機に作業の場は夏島に移された。夏島は、当時は金沢沖の離れ小島であつたが、そこに伊藤博文の別荘が完成したところであつた。盗難事件以降、夏島での起草作業が始まって、そこで作成されたのが夏島草案なのである。

金子は「ロesslerが起草した私案」と「夏島憲法の草案」を区別して、ロessler草案の価値をことさらに低くみせようとしている。だがロessler草案と夏島草案、そして実際に発布された明治憲法とは、連続的に捉えるべきであ

るだろう。すべてはロエスラー草案から始まっている以上、「ロエスレルが起草した私案」が流出しても問題ないとの金子の見解は、自己欺瞞以外のなものでもない。むしろ、『西哲夢物語』を流布させた民権派はある意味で国粹派でもあったから、入手した草案の起草者がドイツ人であったことを知れば、いつそう政府攻撃を強めたはずである。『西哲夢物語』は、ドイツの憲法学者に学んだ伊藤博文がプロイセン憲法に倣って日本憲法を編纂した、という物語を構成していた。それが日本憲法の起草者までがドイツ人であったということになれば、民権派の攻撃はさらに激しいものになったはずである。

ところが、『西哲夢物語』の秘密出版以降、民権派の反政府運動は急速に終息する。秘密出版事件の摘発をはじめ、保安条例などによる弾圧が効を奏したことは疑いないが、それに加えて肝心の憲法草案が反対運動の氣勢を削いだことが大きかったのではなからうか。端的にいえば、意外に良くできた憲法だったということである。それだけに、ロエスラー草案は漏洩したのではなく、伊藤博文が意図的に公表したとの可能性も捨てきれない。憲法草案の流出という大失態にも拘らず、伊藤らに動揺がみられず、出所を問おうとしないのも、そういうことだったのかもしれない。

ところで、ロエスラー草案の起草者は、いかなる人物であったのか。ロエスラーを対象とした思想史的研究は、いまだ充分ではない。吉野作造は『西哲夢物語』と『ルスレル氏答議』を発見したが、その相互の関係にまでは考察を進めていない。『西哲夢物語』の眼目はロエスラーの憲法草案であつて、これは井上毅とのあいだの「答議」を踏まえていたという点にまで、吉野の研究は及ばなかった。吉野はこの二つの文献を『明治文化全集』に収録したけれども、しかし『西哲夢物語』は憲政篇、『ルスレル氏答議』は雑史篇に分載されるに留まった。最晩年の吉野が、一方で「グナイスト氏談話」の正体に固執し、他方でロエスラー答議の存在に着目したことも、すでに述べた。

お雇いドイツ人ヘルマン・ロエスラーの研究は、鈴木安蔵から吉野作造に受け継がれた。彼らの交流は、吉野の急死によりわずか二か月ほどで終わったのだが、明治憲法制定史の研究は鈴木によって確実に継承され、それは『憲法制定

とロエスレル』として結実した。鈴木はこの著書は、昭和十七（一九四二）年の刊行であるが、その序文には吉野作造への追憶が記されている。

帝国憲法原案に対するロエスレルの直接的関係についての私の最初の研究「日本憲法制定に対するヘルマン・ロエスレルの寄与」（昭和十年五月）は、ロエスレルの業績の最初の発見者たる故吉野作造博士の墓前に捧げられたものであった。私が日本憲法史の研究に着手して間もなく昭和八年早春同博士は溘焉として逝かれた。私はその訃報に接して茫然たるものがあつた。

「ロエスレル氏答議」読みつゝはふりくる涙やまずして筆断てるかも（同年三月十九日の日記より）⁽¹⁷⁾

吉野作造は昭和八（一九三三）年の三月十八日に亡くなったが、鈴木安蔵はそのことを翌十九日の新聞で知った。吉野から直接託されたか否かは不明ながら、鈴木は憲法制定史研究は初めからロエスラー草案に着目しており、その日はたまたま「ロエスレル氏答議」を読んでいた。この資料も吉野から教えられたものであつた。彼らの交流は、わずか二か月、というよりも二回の面談と何度かの手紙のやり取りにすぎなかつたけれども、鈴木は吉野の厚情を想つて涙が止まらなかつた、というのである。鈴木は短歌には、吉野への哀悼の意と研究継承の決意がよく表れている。吉野作造は、鈴木安蔵の岳父栗原基と旧制二高以来の友人であつた。鈴木を吉野に紹介したのも栗原である。⁽¹⁸⁾

鈴木安蔵が読んでいた「ロエスレル氏答議」とは、『明治文化全集』雑史篇に収録された「ロエスレル氏答議」のことであろう。この答議記録は吉野作造の解題を付して、昭和四（一九二九）年に公刊されていた。ただ、もう一つの可能性として、昭和七年の年末に掲載された「古書珍重」記事中の、「ロエスレル氏答議第一」であつたことも考えられる。すでに紹介したように、これも吉野が書いたものだが、全集の解題よりもこの紹介記事のほうがロエスラー研究の意義に

ついで示唆するところが大きかつたろうし、時間的近接という点では、吉野の訃報を知つて、あらためて数か月前の新聞記事に目を通したということだったのかもしれない。

以上、「ロスレル」「ルスレル」「ロエスラー」とややこしい書き方になつてしまつたが、実はこの点にこそ、ロエスラー研究にともなう厄介さがある。吉野作造自身は表記の相違に頓着しなかつたようだが、鈴木安蔵の『憲法制定とロスレル』は、この厄介さを指摘するところから始まつている。次に引用するのは、本文に先立つ「例言」からの一節である。

ロエスレル、ロキスレル、ロイスレル、リョースレル、レースレル、レスレル、ルスレル、レスラー等と今日まで種々に呼ばれて来た。比較的原音に近く記すならば、レ、ス、ルもしくはレ、ス、ラが適切であらうが、本書においては、答議類にも最も多く使用され且つ最も広く知られてゐるロエスレルなる呼び方を採つた。⁽¹⁹⁾

〔傍点原文〕

Hermann Roessler についての日本語表記の多彩さは、これに留まるものではない。吉野作造が用いた「ロスレル」を鈴木安蔵は挙げていないし、本稿で用いている「ロエスラー」も同様である。他の人物と混同されることはないものの、これほどに多様な表記でもつて論じられる外国人は例がない。その直接の理由は、鈴木がいうように、「答議類」における表記の多さにある。ロエスラーは井上毅らの質問に対して、ドイツ語や英語やフランス語で回答したが、その際の日本語翻訳者はまちまちであり、またロエスラーの使用言語にも影響されて、その都度の便宜的な日本語表記となつた。

しかしながら、表記の多様性の根本的な理由は、もう少し異なつたところに求められるだろう。お雇いドイツ人とし

てのロesslerは、きわめて有能な存在ではあったものの、それゆえに井上毅や伊藤博文に囲い込まれ、彼らの便利な道具に徹して、その結果固有の人格として認められないままに終わった。このことは、憲法の起草が秘密裏に進められたことも関わっている。実質的にドイツ人が明治憲法を起草したということは、さすがに公にするわけにはいかなかった。だが急いで付け加えれば、陰の存在に終始するということは、ロessler自身の望んだことでもあった。前にも触れたように、ロesslerは「李国の政治に反対家」であり、在日のドイツ人たちとの交際さえ意識的に避けていたからである。

いずれにせよ、日本語表記の多様さは、ロessler像を拡散させ、彼の人物研究の妨げにもなっている。この意味で、鈴木が「ロessler」なる統一的な表記を提唱したことは、研究者としての見識の表れである。けれども本稿では、あえて「ロessler」にこだわりたい。それはもつぱら、鈴木以外のもう一つのロessler研究に敬意を表するためである。すなわち、ヨハネス・ジームスによるロessler研究であるが、その著書の標題は『日本国家の近代化とロessler』となっている。鈴木著書からだいぶ遅れて、昭和四十五（一九七〇）年の刊行である。このように出版の時期こそ異なるが、実は鈴木とジームスの手になるロessler研究は、互いに協力しつつ同時並行的におこなわれたものであった。

鈴木安蔵は、彼の最初のロessler研究として、「日本憲法制定に対するヘルマン・ロesslerの寄与」をみずから挙げている。この論文は、まず明治文化研究会の機関誌『明治文化』に掲載された。その後間もなく、鈴木は他の論稿とともに自著『日本憲法史研究』に収めて出版した。昭和十（一九三五）年のことである。来日して広島に滞在していたジームスが、この書物を偶然にも書店で手にした。ジームスは日本語に堪能であったが、最初に目に留めたのは本文よりも見開きの石版画のほうであったにちがいない。それは日本で制作された、ロesslerの肖像画であった。

ジームスはドイツ人のカトリック神父であるが、故国の教会関係者を介して、ロesslerの遺族から彼の日本での事

跡につき調査を依頼されていた。しかし、吉野作造亡きあと、ロエスラーについて知る者はほとんどいなかった。ところが、ジームスは偶然にも鈴木安蔵のロエスラー研究に遭遇したのである。ジームスは哲学教授として上智大学に着任するや、ただちに鈴木と連絡を取った。鈴木にしても、すでにロエスラー研究に着手していたが、ドイツ時代のロエスラーの学問的業績に関しては資料の不足を感じていた。こうして、鈴木安蔵とヨハネス・ジームスの共同研究が始まった。

ここでその詳細を紹介する余裕はないけれども、ジームスによるロエスラー論は、彼が来日するにいたった経緯を明らかにする⁽²⁰⁾。すなわち、ロエスラーは一種の政治的亡命者であったということである。来日以前のロエスラーは、北ドイツのロシュトック大学で国家学の教授として勤務していた。彼の名著『社会行政法』は、広義の社会主義的な行政法論として、すでに学界で一定の評価を得ていた。とはいえ、彼にとって転機となったのは、それよりも『ドイツ帝国憲法の立憲的価値についての考察』と題する著書であったかもしれない。

一八七一年のドイツ帝国の成立は、プロイセン王国首相ビスマルクの政治力によるところが大きい。帝国憲法がビスマルク憲法と俗称されることも、周知のとおりである。帝国成立後、帝国宰相を兼務したビスマルクは、文化闘争の名の下にカトリック教会を弾圧した。また、一八七八年十月二十一日には、社会主義者鎮圧法を公布した。ビスマルクの政敵は、カトリックと社会主義者だったのである。

ところで、ロエスラーは「講壇社会主義」(Kathedersozialismus)の徒と目されていた。マルクス主義的な社会主義ではないものの、彼自身が広い意味での社会主義者であったことは明らかだ。ロエスラーはビスマルクの社会主義者鎮圧法に反対して、公布の翌日つまり十月二十二日に福音派からカトリックに改宗した。ビスマルクの神経を逆撫でするかのようにして、社会主義者であるばかりかカトリックになったのである。勤務先のロシュトック大学は、福音派のキリスト教徒であることを在職の条件にしていた。したがって、カトリックに改宗することは、同大学を退職することを意

味した。ドイツ公使の青木周蔵から、日本での雇用の打診があつたのは、まさにその時期である。

四 憲法「起草者」としてのロエスラー

再度整理するならば、ヘルマン・ロエスラーが日本政府と雇用契約を結んだのは一八七八年の十月五日、社会主義者鎮庄法の公布が十月二十一日、カトリックへの改宗が十月二十二日である。ロエスラーはビスマルクの反社会主義的政策に直面して、故国を捨てることを決断した。そこに日本から招聘の話があり、これを受諾することでドイツのみならずヨーロッパからも離れることになった。さらに、社会主義者鎮庄法が公布されるに及び、彼はカトリックに改宗してロシュトゥック大学を辞した。要するに、ロエスラーはビスマルクの二大政策、つまり反カトリックと反社会主義の路線に真っ向から挑戦したのである。伊藤博文の書簡に記された「宇国の政治に反対家」とのロエスラー評は、およそこのような意味であつた。

もつとも、ロエスラーが社会主義者であるゆえに逮捕の危機が迫つていたなどの切迫した事情は確認できない。ビスマルクのドイツに住み続けることに、嫌気がさしたということだろうか。また、個人主義的なプロテスタントよりは、カトリックのほうが社会主義には親和性があるだろうが、ロエスラーの内面的信仰においてカトリックを選択する必然性も見出されない。ましてや、経済的理由はともかくとして、すでに大学教授の職にある者がわざわざ極東の日本に赴く積極的な理由があつたとも思えない。これらの説明は、今後の研究に待つかないだろう。

ただこうしたことのすべてが、ビスマルクのドイツに対する嫌悪感の表明であつたことは疑いない。ロエスラーの非社交的な個性のゆえでもあろうが、来日後も、彼は在日のドイツ人社会との交流を意図的に避けていた。ほとんど唯一

の例外は、遅れて日本にやって来たアルベルト・モッセとの関係である。しかしこれも双方の夫人どうしの交際であつて、けつして打ち解けた関係ではなかった。前述したようにモッセはグナイストの弟子であるが、ユダヤの家系のためにドイツ本国での世俗的出世は望めなかつた。憲法問題に戻れば、社会主義者のロesslerとユダヤ人のモッセが、互いに対立しながら、ともに井上毅を介して起草作業に関わつたのである。

とはいへ、ロesslerの思想が現実の憲法にどう反映したかの検証は、さほど容易ではない。ロesslerはあくまでも陰の存在であつたからだ。ここでは、まずもつてロessler草案（日本帝国憲法草案）と明治憲法（大日本帝国憲法）の章立てを比較対照してみる。

ロessler草案⁽²⁾

明治憲法

原規

第一章	天皇	第一章	天皇
第二章	国会	第二章	臣民権利義務
第三章	国会の権利	第三章	帝国議會
第四章	権利義務	第四章	國務大臣及枢密顧問
第五章	司法	第五章	司法
第六章	行政	第六章	會計
第七章	財政	第七章	補則
第八章	通則		

ロエスラー草案と明治憲法とは、章立てや条文が直結しているわけではない。両者のあいだには、夏島草案や枢密院における憲法制定会議などが介在している。だが、にも拘らず、憲法の基本的な構想において、やはりロエスラー草案の存在が決定的であったことは明らかである。それは端的には、憲法における天皇の位置づけとして表れている。

ロエスラー草案の特徴は、なによりも「原規」(Grundbestimmung)と題する根本規定に示されている。これはいわゆる前文ではなく、法的効力を有する条文はここから始まっている。しかも第一章に先立つ別立ての条文であり、国家の基本的な性格を示すものである。ロエスラーが原規部分に特別の意味を込めたことは疑いない。秘密出版事件との関連で、「原規」はロエスラー草案の全体を指す呼称として用いられた。草案そのものの標題と誤認された結果であるが、期せずして、原規部分が憲法中の憲法であることを示唆することともなった。

もう一つの特徴は、第一章に天皇条項を置いた点にある。これが明治憲法に採用され、現行の昭和憲法にまで踏襲されていることは周知の事実である。ちなみに、井上毅の草案の第一章は「根本条則」と題され、乙案の第一章は「主権」である。内容はともかくとして、「天皇」(Kaiser)が第一章の標題とされたのは、ロエスラー草案が最初であった。⁽²²⁾さらにいえば、明治憲法の範とされるプロイセン憲法の場合、第一章は領土規定であって、第三章になってようやく国王規定が登場する。すなわち、原規規定をも含めて、冒頭に天皇規定を置く立法形式は、もっぱらロエスラーの創案に負うのである。

では、ロエスラーによる天皇条項の内容とはいかなるものであったのか。以下にそれを掲げ、明治憲法の条文と比較してみる。

ロエスラー草案

原規

第一条 日本帝国ハ万世分割スヘカラサル世襲君主国トス

帝位ハ帝室家憲ノ規定ニ從ヒ帝室ニ於テ之ヲ世襲ス

第一章 天皇

第二条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラサル、帝国ノ主権者ナリ

天皇ハ一切ノ国権ヲ総攬シ此憲法ニ於テ欽定シタル規定ニ從ヒ之ヲ施行ス

明治憲法

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

両者の類似は、一目瞭然である。ロエスラー草案の第一条(原規)と第二条(天皇)が各々分割されて、明治憲法第一章(天皇)の第一条から第四条に振り分けられたのである。⁽²³⁾ すなわち、ロエスラー草案第一条第一項の「世襲君主国」(Erbmonarchie) 規定は明治憲法の第一条に、草案第一条第二項「帝室家憲」(Kaiserliche Hausgesetze) は明治憲法第二条に、草案第二条第一項「神聖不可侵」(heilig u. unverletzlich) は明治憲法第三条に、草案第二条第二項「総攬」(vereinigen) は明治憲法第四条の原型となった。

もちろん、少なからぬ相違は認められるし、すべての条文においてこれほどの類似がみられるわけでもない。しか

しながら、憲法の冒頭の条文は、国家の根幹規定である。少なくともこの根幹規定においては、草案提出の明治二十(一八八七)年四月三十日から枢密院憲法制定会議終了の明治二十二年一月三十一日にいたるまで、根本的な変更が加えられることはなかった。ドイツ人ヘルマン・ロesslerは、憲法を起草することによって近代日本の国家をも創出したのである。

ロesslerが創出した近代日本とは、立憲君主制の国家であった。立憲君主制 (konstitutionelle Monarchie) とは、文字どおりの意味で憲法を有する君主制である。政府の補弼はあるとしても、必ずしも議会による制約を要件としないことを確認しておきたい。にも拘らず、絶対君主制とは大きく異なる。なぜならば、君主の権力が憲法によって制約されるからである。明治憲法の起草過程においては、天皇を憲法に超然するものと考えるか、それとも憲法的存在と考えるかの争いがあった。ロesslerの立場は、一貫して天皇を憲法の内部に位置づけることであつた。天皇大権条項を批判する向きもあるが、大権を憲法上に列挙するということは、それを法的に制約することにほかならない。立憲君主制は、必然的に君主機関説を論理的前提とするのである。

ロesslerにとつての立憲君主制は、社会君主制でもあつた。「社会君主制」(soziales Königtum) 論とは、君主を社会各層間に生じる対立の裁定者とみなす理論であり、ヘルマン・ロesslerのみならずローレンツ・フォン・シュタインも同様の考えをもつていたが、その思想的淵源は社会の上に国家を構想するヘーゲルの法哲学に見出される。ヘーゲルによれば、近代国家の君主は「i」の文字にある「・」のような存在であつて、最終的な裁定を下す任務をもつて⁽²⁴⁾いる。これを「・」程度の存在とみれば、君主の役割は単なる形式であるけれども、「・」がなければ「i」が成り立たないと考えれば、むしろ実質的な最高の権限をもつことになる。結局、ヘーゲルのいう「・」とは玉璽のことである。君主の裁定とは、玉璽を押しすることによる最終的な法的行為なのである。

ロesslerは社会主義者を自任していたから、その講壇社会主義と社会君主制論がいかなる関係にあつたかは興味深

い問題である。ロesslerはこれを矛盾とは考えなかつたはずである。国家の頂点に一人の君主的存在が求められるという意味では、世襲君主に限らず大統領でも国家主席でも同様であつて、それは国家の本質であるかもしれないからである。唯一神の存在を前提としてこそ人間の平等が構想できるように、君主的存在を前提とすることによつて国民相互の平等も想定可能となる。ロesslerが必要としたのは、国民の上に立ち、最終的に裁定する君主であつた。

このことに関していえば、ロessler草案には次のような予算条項がある。第八十一条の、「予算確定ニ関シ協議整ハサルトキハ内閣ノ責任ヲ以テ天皇之ヲ裁決ス」というものである。政府提出の予算案に対して議会が承認せず、両者間の協議も不調に終わった際には、天皇が「裁決」する(entscheiden)という趣旨の条文である。実際の明治憲法は第七十一条によつて、その場合には前年度の予算を施行することになつたのではあるが、ロesslerの社会君主制論は主体的に裁決する天皇を想定していた。

全体として、ロessler草案は、プロイセン憲法やドイツ帝国憲法以上に君主の権限強化を標榜していた。宰相ビスマルクが最高権力者であるかのようなプロイセン王国およびドイツ帝国への不満を、ロesslerは日本帝国の憲法起草において解消しようとしたのかもしれない。今後の詳細な検討が求められるにしても、お雇いドイツ人ロesslerの仕事は、単なる受動的な顧問のそれではなく、もつと積極的なものであつて、彼なりの理想の国家建設を目指したものであつたように思える。ロesslerを明治憲法の起草者とする所以である。

ヘルマン・ロesslerが何者であつたかについては、まだまだ研究が不充分である。本稿は、吉野作造から鈴木安藏およびヨハネス・ジームスへといたるロessler研究の系譜を素描し、その可能性を確認したにすぎない。

今日までの明治憲法制定史研究にあつては、憲法の実質的な起草者は井上毅であつたということと一致している。ところが吉野作造は、ロessler答議の記録文書を発見することで、井上の「かげ」にロesslerがいることを発見し

た。鈴木安蔵は、ロessler草案を検討することによって、明治憲法制定におけるロesslerの「寄与」を強調した。ジーマスはドイツ時代のロesslerの業績と来日にいたるその思想を明らかにすることで、「井上の傍らにはロesslerがいた」(Neben Inoue aber stand Roessler.) という結論を導き出した。⁽²⁵⁾ 彼ら三人のロessler研究は、互いに偶然の出会いによつて継承されたものであり、それ自体がきわめて刺激的な思想的素材を提供する。

けれども、彼ら三人の研究は、明治憲法の起草について、なおも井上毅を主、ヘルマン・ロesslerを従とするに留まっている。だがロessler草案と明治憲法とを比較すれば、少なくとも日本国家の性格と天皇の位置づけという最も根幹の部分において、その「原規」がロesslerによつて起草されたことが明白となる。

だとすれば、ロesslerが憲法草案を提出した明治二十年の四月段階で明治憲法は実質的に完成しており、また『西哲夢物語』としてその草案が暴露された同年十月の段階で、つまり憲法発布よりはるか以前の時点において、少なからぬ国民がその概要を知りうる状況になっていた、とすることができるとする。明治憲法制定史の研究は、『西哲夢物語』と『ロスレル氏答議』にまで遡つて、根本的に塗り替えられねばならない。

注

(1) 明治文化研究会につき、堅田『明治文化研究会と明治憲法——宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造——』御茶の水書房、二〇〇八年。

(2) 吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」、『吉野作造選集』第十一卷、岩波書店、一九九五年、三四六頁。

(3) 同、三六三頁。

(4) 堅田「ロエスラーとモッセー——二人のドイツ人法律顧問——」、同『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、八三頁以下参照。

(5) 『西哲夢物語』復刻版、一九七一年、一頁。

(6) 平塚篤編『伊藤博文秘録』復刻版、原書房、一九八二年、二九二頁。漢字カタカナ混じり文を漢字ひらかな文に書き換えた。なお、この書簡はウィーンから発信されるはずであったが、未発信のまま伊藤のもとに留められたようである。理由はわからない。

(7) 『青木周蔵自伝』坂根義久校注、東洋文庫、一九七〇年、二三五〜二三六頁参照。

(8) 春歌公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、一九四三年、三〇五頁。

(9) 「初めての法学者にも拘わらず、ドイツ人居留民はあまり歓迎しなかった。前ロシュトック大学教授の、ヘルマン・ロエスラー博士のことである。改宗者であり、ビスマルクの激しい敵対者であった。彼は同国人とのいかなる関係も神経質に避け、我らが皇帝の誕生日にも現れなかった」。Otto Schmiedel, *Die Deutschen in Japan*, Leipzig, 1920, S.45. 鈴木安蔵『日本憲法史研究』叢文閣、一九三五年、一七〇頁参照。

(10) 吉野作造が発見した『ルスレル氏答議第一』は、一連の「ロエスラー答議」の初期の筆記録である。「大正十五年頃だったと思ふ。私はふと古書展覧会で『ルスレル氏答議第一』といふ部厚の大本一冊を手に入れた。表紙に井上毅の蔵書印あり、又『一見必返却井上』と読まれる薄墨の書いれもある。憲法問題に関するルスレルの答議十三篇を輯めたものであるが、日付はもつとも古いのが十四年六月で、新しいのは十五年三月である。即ち井上毅は伊藤博文が勅命を奉じて憲法調査のため欧洲へ出かける時、すでにかうした周到な研究を遂げてゐたのである」。吉野「古書珍重」、同『閑談の閑談』木村毅編、書物展望社、一九三三年、二四六〜二四七頁。なお、同書は吉野の遺稿集である。

(11) 同、二四七〜二四八頁。

(12) ロエスラー自身も、実際には金沢もしくは夏島の近辺に待機しており、必要に応じて伊藤らの質問に答えていたようである。一八八七（明治二十）年八月二十日付「金沢」発のロエスラーの手紙には、次のように書かれている。「夏の間はいつも東京から離れています。一つにはひどい暑さのためですが、今年是我が家を大規模に修繕する必要があるので、何か月

- か職人たちに任せぎりにせねばならないからでもありません」。Roesler an seine Schwester Caroline (Lina) am 20. Aug. 1887, in: Anna Bartels-Ishikawa (Hrsg.), Hermann Roesler, Dokumente zu seinem Leben und Werk, Berlin, 2007, S.116. しかし「避暑のため金沢に単身で滞在するというのは、いかにも不自然である。同書所収の略歴には、「一八八七年夏 ロエスラー、唯一の西洋人顧問として、夏島における伊藤の憲法起草会議に参加」とある。ibid., S.97.
- (13) 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館、一九三七年、一四一〜一四二頁。同「憲法発布まで」、その頃を語る『朝日新聞社、一九二八年、五六〜五七頁参照。
- (14) 「当時世人は伊藤公が独逸で二年間憲法の取調をして帰つて来たから、其の起草する憲法は必ずや『ビスマルク』式の圧制憲法に相違ないと推測して、或は新聞に、我は雑誌に、或は演説に、盛んに攻撃を加へたのであつた」。金子『憲法制定と欧米人の評論』一五九頁。
- (15) ロエスラー草案の出所については、諸説があるが未だに決定的なものはない。たとえば、井上毅説につき、林田亀太郎『明治大正政界側面史』復刻版、大空社、一九九一年、三七九頁以下。金子堅太郎説につき、同『憲法制定と欧米人の評論』一四五〜一四八頁。伊藤博文説につき、松本清張『夏島』、『松本清張初期文庫化作品集』3、双葉文庫、二〇〇六年、一六六〜一六七頁。
- (16) 金子『憲法制定と欧米人の評論』一四八頁。
- (17) 鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル——日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神——』東洋経済新報社、一九四二年、四頁(序)。
- (18) 堅田「吉野作造と鈴木安蔵——五つの「絶筆」をめぐって——」『吉野作造研究』第五号、二〇〇八年、一頁以下参照。
- (19) 鈴木『憲法制定とロエスレル』五頁(例言)。
- (20) J・ジームス『日本国家の近代化とロエスラー』未來社、本間英世訳、一九七〇年、二七頁参照。
- (21) ロエスラー草案条文については、ドイツ語原稿および日本語訳文が残っている。「ロエスレル起草日本国憲法草案独逸原文本」(Entwurf einer Verfassung für das Kaiserium Japan)、『国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六、東京大学出版会、一九八三年、四〜二二頁。「ロエスレル起草日本帝国憲法草案」(渡辺廉吉訳?)、同書所収、一六〜二六頁参照。

- (22) 清水伸『明治憲法制定史(中)——伊藤博文による明治憲法原案の起草——』原書房、一九七四年、一七九頁。
- (23) 井上哲次郎は伊藤博文追悼文の中でこう述べている。「殊に第一条、第二条、第三条、第四条の如きは、我が国体に関係の
有る最も重大な箇条であるからして、外国思想を以て之れを解釈するのは曲解で、帝国憲法の真精神ではないのである」。
『伊藤博文伝』下巻、一九四〇年、九〇五頁。だが国体の根本条項が、ロesslerに由来するとすれば、明治憲法について
の評価は大きな見直しを求められることになる。
- (24) 「君主は『然り』(Ja)と言つて、iの上の点(Punkt)を打つていふ」。G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des
Rechts*, in: *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 7, Frankfurt am Main, 1970, S.451. ヴーゲル『法の哲学』II、藤野渉・赤沢正敏訳、
中公クラシックス、二〇〇二年、三三三頁参照。
- (25) ジーメス『日本国家の近代化とロessler』一〇八頁。Johannes Siemes, *Die Gründung des modernen japanischen Staates
und das deutsche Staatsrecht*, Der Beitrag Hermann Roeslers, Berlin, 1975, S.62.

付記 憲法研究会(二〇〇九年十一月九日、聖学院大学)での報告「明治憲法制定へのドイツ人の寄与」を整理し、あらためて
執筆した。